

○経済産業省告示第四十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十一日

経済産業大臣 萩生田光一

附則第二項を次のように改める。

2 外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第

二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号を次のように改める。

二 附則を次のように改める。

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一号ルの規定 公布の日。ただし、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件(令和四年外務省告示第七十九号)別表1及び別表3に掲げる団体のうち、次のイからホまでに掲げるものについては、それぞれイからホまでに定める日。

イ ロシア連邦中央銀行 令和四年三月一日

ロ インターネット・リサーチ・エージェンシー及び民間軍事会社ワグナー 令和四年

三月八日

ハ バンク・ロシア 令和四年三月二十八日

ニ プロムスヴヤジバンク及びVEB・RF（ロシア対外経済銀行） 令和四年三月三十一日

ホ 対外貿易銀行、ソフコムバンク、ノヴィコムバンク及びアトクリチエ 令和四年四月二日

二 第一号ヲの規定 公布の日。ただし、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年外務省告示第九十一号）別表2及び別表3に掲げる団体のうち、次のイからハまでに掲げるものについては、それぞれイからハまでに定める日。

イ ベラルーシ共和国国家軍需産業委員会及びミンスク装輪牽引車工場（MZKT）

令和四年三月三日

ロ 株式会社ベラルーシ機材輸出公社、シネジス・グループ、株式会社アガト電子機器工場、株式会社第一の修理工場、株式会社ベルシナ、ダナ・ホールディングス／ダナ・アストラ、ソフラ・グループ、有限会社ブレミノ・グループ、株式会社新石油会社（

NNK)及び株式会社グロドノ窒素 令和四年三月八日

ハベルアグロプロムバンク、バンク・ダブラブイト及びベラルーシ共和国開発銀行

令和四年四月十日

2 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。